令和８年 10 月１日改正版

地質・土質業務共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R8.10.1）	現　行(R7.10.1)
第１章　総則	第１章　総則
第１節　総則	第１節　総則
第 1-1 条　［略］	第 1-1 条　［略］
第 1-2 条　用語の定義	第 1-2 条　用語の定義
(1)～(28)　［略］	(1)～(28)　［略］
(29)「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。	(29)「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
(30)～(41)　［略］	(30)～(41)　［略］
第 1-3 条～第 1-11 条　［略］	第 1-3 条～第 1-11 条　［略］
第 1-12 条　打合せ等	第 1-12 条　打合せ等
1～4　［略］	1～4　［略］
5　打合せ（対面）の想定回数は、特別仕様書による。 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※１「ウィークリースタンス」※２に努める。	5　打合せ（対面）の想定回数は、特別仕様書による。 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※［追加］に努める。
※１ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、１日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、１日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。	※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、１日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、１日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。
※２　ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。	［追加］
6～10　［略］	6～10　［略］
第 1-13 条～第 1-36 条　［略］	第 1-13 条～第 1-36 条　［略］
第 1-37 条　屋外で作業を行う時期及び時間の変更	第 1-37 条　屋外で作業を行う時期及び時間の変更
1　［略］	1　［略］
2　受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない（口頭のみによる連絡は不可）。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。	2　受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。
第２章　［略］	第２章　［略］
第３章　ボーリング調査	第３章　ボーリング調査
第 1-1 条～第１-2 条　［略］	第 1-1 条～第１-2 条　［略］
第 1-3 条　調査方法	第 1-3 条　調査方法
1～11　［略］	1～11　［略］
12　コア採取を目的とするボーリングにあっては、次の各号に掲げる事項によるものとする。	12　コア採取を目的とするボーリングにあっては、次の各号に掲げる事項によるものとする。
(1)～(6)　［略］	(1)～(6)　［略］

地質・土質業務共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R8.10.1）	現　行(R7.10.1)
(7) 採取したコアは、試料箱（コア箱）(原則として内長 1m 程度で 5m 分のコアが収納できるもの。）に丁寧に収め深度を明記する。その際、1 回のコア採取長ごとに深度を明記した仕切板を入れておくものとする。又、風化しやすい岩石、粘土等は乱さないようにし、速やかにコア写真の撮影を行い必要に応じビニール等を巻いて保存する。 なお、採取できなかった区間及び試験に供するためにコアを使用したところは、その旨表示し空けておくものとする。	(7) 採取したコアは、標本箱(原則として内長 1m 程度で 5m 分のコアが収納できるもの。）に丁寧に収め深度を明記する。その際、1 回のコア採取長ごとに深度を明記した仕切板を入れておくものとする。又、風化しやすい岩石、粘土等は乱さないようにし、速やかにコア写真の撮影を行い必要に応じビニール等を巻いて保存する。 なお、採取できなかった区間及び試験に供するためにコアを使用したところは、その旨表示し空けておくものとする。
(8)　［略］	(8)　［略］
(9) 試料箱（コア箱）の表と横には、調査件名、孔番号、採取深度及びその他必要事項を記入するものとする。	(9) 標本箱の表と横には、調査件名、孔番号、採取深度及びその他必要事項を記入するものとする。
第 1-4 条～第１-7 条　［略］	第 1-4 条～第１-7 条　［略］
第 1-8 条　成果物	第 1-8 条　成果物
成果物は、次のとおりとする。	成果物は、次のとおりとする。
(1)～(5)　［略］	(1)～(5)　［略］
(6) コア又はスライム試料	(6) コア又はスライム試料
提出が不要な場合は、採取したコア箱と納めた試料箱（コア箱）の処分について監督員と協議するものとする。	［追加］
(7)～(8)　［略］	(7)～(8)　［略］
第 1-9 条　［略］	第 1-9 条　［略］
第４章　［略］	第４章　［略］
第５章　サウンディング	第５章　サウンディング
第１節～第３節　［略］	第１節～第３節　［略］
第４節　ポータブルコーン貫入試験	第４節　ポータブルコーン貫入試験
第 1-8 条　［略］	第 1-8 条　［略］
第 1-9 条　試験方法	第 1-9 条　試験方法
1 試験方法及び器具は、JGS1431（ポータブルコーン貫入試験方法）によるものとする。	1 試験方法及び器具は、地盤調査法に示す単管式のポータブルコーンペネトロメーターによるものとする。
2 貫入方法は、人力による静的連続圧入方式で貫入抵抗を深さ 10cm ごとに測定し、そのときの貫入速度は、1cm/sc を標準とする。	2 貫入方法は、人力による静的連続圧入方式で貫入抵抗を深さ 10cm ごとに測定し、そのときの貫入速度は、1cm/sc を標準とする。
3 予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行うものとする。	3 予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行うものとする。
4 単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として 3m までとする。	4 単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として 3m までとする。
第 1-10 条　成果物	第 1-10 条　成果物
成果物は、次のとおりとする。	成果物は、次のとおりとする。
(1) 調査位置案内図、調査位置平面図	(1) 調査位置案内図、調査位置平面図
(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS 1431（ポータブルコーン貫入試験	(2) 深度と静的貫入抵抗 qC の関係

地質・土質業務共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R8.10.1）	現　行(R7.10.1)
方法）により整理し提出するものとする。 第５節～第６節 ［略］ 第６章　サンプリング 第１節～第２節 ［略］ 第３節 第 1-3 条　試料採取 1 ［略］ 2 乱した試料の採取は、含水量が変化しないようにして試料箱（コア箱）又はビニール袋等に密封しておかなければならない。 なお、ビニール袋を用いる場合は、袋内に極力空気が残らないようにしなければならない。 第４節 ［略］ 第７章～第 12 章 ［略］	第５節～第６節 ［略］ 第６章　サンプリング 第１節～第２節 ［略］ 第３節 第 1-3 条　試料採取 1 ［略］ 2 乱した試料の採取は、含水量が変化しないようにして標本箱又はビニール袋等に密封しておかなければならない。 なお、ビニール袋を用いる場合は、袋内に極力空気が残らないようにしなければならない。 第４節 ［略］ 第７章～第 12 章 ［略］